

法人格のない団体の口座開設をご希望されるお客さまへ

えちご中越農業協同組合

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、不正な貯金口座の開設や貯金の不正な払戻し、マネーロンダリングなどの金融犯罪が社会問題となっていることをうけ、当ＪＡでは、法人格のない団体の口座開設のご依頼に関して、以下の対応をさせていただいております。

ご利用者さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1. 背景

ＪＡを含む各金融機関は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の法令により預貯金口座を厳格に管理することが求められており、またＪＡは農林産業協同組合貯金保険法による保険事故が発生した場合、貯金者の皆さまが貯金の払戻しを円滑に受けられるよう保護される貯金額を迅速に確定する必要があります。このため、農林産業協同組合貯金保険法では、ＪＡに対して口座名義や代表者などの貯金者データを平時から整備することを義務付けています。

上記のことを踏まえ、当組合を含むＪＡにおいては法人格のない団体の口座開設について、農林中央金庫やその他関係機関より厳格に対応するよう指導がされているところです。

2. 「団体としての要件」に関して確認させていただく事項

- Ⅰ. 団体・組織としての規約や定款等の定めがあること
- Ⅱ. 多数決の原則が行われていること
- Ⅲ. 構成員の変更に問わず団体そのものが存続していること
- Ⅳ. 組織において代表の選任方法や総会の運営方法、財産の管理方法等が定められていること

3. 口座開設のお申し出にあたりご提出いただく書類

- ①団体の規約、定款または総会議事録など
- ②口座開設時点における団体の会員名簿
- ③団体の収支報告書や活動実績資料または活動予定資料
- ④団体代表者の本人確認資料（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ⑤その他口座開設にあたり当組合が必要と認めた書類

【ご留意点】

- (1) 開設する口座名義について、規約や定款等に記載の名義とさせていただき、代表者についても規約や定款等に記載の団体代表者とさせていただきます。
- (2) 団体の具体的な活動内容やお取引の目的を確認させていただきます。
- (3) 審査のため、お申込みから口座開設まで1週間程度お時間をいただきます。

4. その他

- ・口座開設は団体の所在地または代表者の住所地の最寄りの支店にてお手続きください。
- ・既に当 J Aに口座をお持ちの場合は既存の口座をご利用ください。事情により同じ名義の口座や類似口座を開設する際はあらためて上記の確認書類が必要になります。
- ・口座の売買や譲渡、譲渡を目的とした口座開設は、犯罪収益移転防止法に違反し刑事罰の対象となります。
- ・審査の結果、団体としての要件を満たさない場合や「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく当組合の総合的判断により口座開設をお断りする場合があります。
また、口座開設後であっても当組合の貯金規定に違反する事象が確認された場合は、口座のご利用停止や強制解約を行う場合があります。

以 上